



『太陽の力が最も強まる日』



北半球において一年で最も日長い日として知られる夏至ですが、今年の夏至は6月21日だそうです。夏至とは、「夏に至る」と書くように、夏の盛りに向かっていく頃であり、「太陽の力が最も強まる日」とされています。太陽の高さが頂点を迎えるこの日は世界各地でお祭りが開かれ、まばゆい光の恩恵に身も心も躍動する季節です。6月下旬といえば北陸は梅雨の真っ只中ですが、もし晴れていれば、陽の光を浴びて身も心もぜひパワーをもらいたいですね！

さて、「めがね税理士通信」2021年6月号をお届け致します。税金や経営、相続などのお役立ち情報とともに、事務所の近況もお伝えします。内容についてご質問などがございましたら、お気軽にご連絡ください。

めがね税理士の厳選税務

今月はここを
チェック！！

建設仮勘定の仕入税額控除の時期と追加工事の取扱い

社屋建設など大規模な建設工事が発生した際に、建設途中で決算を迎える場合があります。その際に既に支払い済みの工事代金を一時的に計上する勘定科目が「建設仮勘定」です。今回はこの建設仮勘定に計上された工事代金の**消費税の取り扱い**について解説します。

建設仮勘定とは

建設仮勘定は、有形固定資産を建設するために要する支出額等を、その資産が完成し、営業に用い供するまでの間、一時的に処理するための仮勘定です。



建設仮勘定の仕入税額控除の時期(原則)

会社が工事代金を建設仮勘定として経理した場合においても、消費税法上は**原則課税仕入れを行った日の属する課税期間において仕入税額控除をすること**になります。また、課税仕入れを行った日については**資産の譲渡等の時期の取扱いに準じること**となりますので、建設工事のような物の引渡しを要する請負契約の場合には、**目的物全部の引渡しがあった日**が課税仕入れの日となります。

<建設仮勘定に係る課税仕入れを行った日(原則)>

- ① 工事を単一の業者に一括発注しているような場合: **全体が完成して引き渡しとなる日**
- ② 工事をいくつかの部分に分けて複数の異なる業者に発注しているような場合: **それぞれの工事が完成し引渡しを受けた日**※

※②の場合には工事原価の費用計上時期と消費税の控除時期が異なるケースも発生しますのでご留意ください。

仕入税額控除の時期の特例

このように建設仮勘定に含まれる支出額等については、すでに資産の引渡し等を受けた部分と、工事の中間金や前払金のように引渡しを受けていない部分とに区分して課税仕入れの時期を判断するため、実務上非常に煩雑で、困難を伴う場合も考えられます。こうした点に配慮し、**建設仮勘定として経理した金額については、その全部を目的物の完成した日の属する課税期間において一括して仕入税額控除することも認められています。**

もうすぐ2021年も後半に入ります！

むかいアドバイザーグループの原です。GWも終わり、あっという間に6月になりましたね(^^)！

1年のうちの半分がもう経過しようとしているのか…と思うと本当に時間が経つのは早いと感じます。(特に社会人になってからは、さあ年が明けたかと思っていたら風の速さで年末になっている気がします。)これまでの半年間を振り返り、この1年の目標を再確認するいい機会になりますね。私はこの会社に入社して今年で5年目になりますので、仕事においては、お客様の力になれるように、またどんな時も初心を忘れずに頑張っていきたいと改めて思いました！もちろん、プライベートも趣味も、更に充実させていきたいと願ってます(笑)

皆さんもこの機会に2021年前半の振り返りと、後半の過ごし方について考えてみてはいかがでしょうか(*^^*)



天才と狂人とは紙一重というが、そのわずかのちがいが、何という大きなへだたりが生まれてくることであろう。たかが紙一重と軽んじてはいけない。人間の賢さと愚かさについても、同じことがいえるのではなからうか。ちょっとしたものの見方のちがいが、えらい人と愚かな人、成功と失敗、繁栄と貧困の別が生まれてくるのであるから、やはりいいかげんにももの見方をきめるわけにはゆくまい。だからこの紙一重のところをつかむのが大切なのであるが、これにはただ一つ、素直な心になることである。素直に見るか見ないか、ここに紙一重の鍵がひそんでいる。(引用「道をひらく」松下幸之助 PHP 研究所)



たかこサンの相続相談室



『デジタル資産の相続』

Aさん：最近、キャッシュレス決済を利用することが多くなり、ネット銀行やオンライン証券の口座を全てスマホで管理しています。しかし、もし私に突然何かあったとき、家族はこれらの資産を見つけられるのかと、ふと不安になりました。

たかこサン：近年、ペーパーレスやキャッシュレスが急速に普及していますよね。それに伴い、個人のスマホやパソコンだけで管理や処分が完結できる「デジタル資産」の所有率も高まっています。

【デジタル資産の一例】

- ・オンラインバンキングで管理する預金
- ・オンライン取引の株式等
- ・キャッシュレス決済や交通系電子マネーのチャージ残高
- ・ビットコインなどに代表される仮想通貨

これらの資産情報は紙媒体での通知はなく、メールや電子書面の交付が一般的です。それらが届くスマホやパソコンにロックがかかっていると、所有者本人以外が知る手掛かりがなく、家族が発見するのは困難となります。仮に発見できたとしても、その資産の管理処分に必要なIDやパスワードなどのセキュリティ情報がわからなければ、相続の手続きが難航する恐れもあります。

Aさん：今のうちにデジタル資産の情報を家族と共有しておかなければなりませんね。

たかこサン：そうですね。単純ですが紙に書いておいて相続のときに発見してもらえるようにしておくことも方法の一つです。エンディングノートや遺言書として残しておけば相続の手続きにも役立ちます。紙で情報を残すことが防犯上心配であれば、信頼できる弁護士などにセキュリティ情報も含めて預けておくという対策もありますよ。

デジタル資産の相続は、「気づかれない」「見つけれない」「アクセスできない」ことによって、正しく相続人に引き継がれずに消失してしまう可能性もありますので、しっかり対策しておきましょう。



お気軽にご相談ください 受付時間 9:00~21:00(平日・土日祝)

無料相続相談
のご予約はこちら 0120-779-155

税務セカンドオピニオン

むかい税理士法人では、顧問税理士の判断以外に、他の税理士の意見を求める「税金版セカンドオピニオン」というサービスを行っております。

さまざまな税務問題に対し、豊富な解決実績をもとに、信頼性の高いご提案をさせていただきます。ご興味がある方は、お気軽にお問合せください！

➤ ご相談事例

- ① 相続や事業承継の対策を打ちたい
- ② 経営改善について客観的なアドバイスを受けたい
- ③ 株式や不動産の移動などの資本政策について相談したい
- ④ 税理士が高齢又は担当が税理士ではなく相談しにくい



発行元



つねに むかに

むかいアドバイザリーグループ

むかい税理士法人 / むかい司法書士事務所 / むかい行政書士法人
むかいアドバイザリー株式会社 / 石川金沢相続サポートセンター

【代表者】税理士・行政書士 向 智大 / 税理士・司法書士・行政書士 向 貴子
【所在地】〒920-0043 石川県金沢市長田2丁目24番33号

【TEL】076-254-0301 (受付時間: 平日 9:00~18:00)

【FAX】076-254-0302 【Email】info@mukai-group.com

【HP】

- むかいアドバイザリーグループ → <http://www.mukai-group.com>
- 石川金沢相続サポートセンター → <http://www.auberge-sanglier.com>
- 石川金沢家族信託サポートセンター → <https://kanazawa-kazokushintaku.com>